

事業系ごみ減量化・ リサイクル推進の手引

～多量のごみを排出する事業者の皆さんへ～



令和3年6月改訂
旭川市環境部

はじめに

本市の事業系ごみの排出量については、近年、横ばい傾向にあります。令和2年度は近年最少の34,953 tとなりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響が要因として考えられます。新型コロナウイルス感染症の収束後は、経済活動の回復に伴い、ごみの排出量が増加することが予想されることから、引き続き、ごみの分別及び資源化を徹底し、さらなるごみの減量化を図っていくことが重要です。

さらに本市では、令和元年度に、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】の見直しを行い、令和9年度までに一般廃棄物の総排出量を10万トンにまで削減し、リサイクル率を27%に引き上げることを目標としていますが、目標を達成するためにも、事業系ごみの分別を進めるとともに、一層の減量化を進めていく必要があります。

特に、多量のごみを排出する事業者の取組は、市全体のごみ排出状況に大きな影響を与えるもので、平成16年4月に策定した「事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づき、多量のごみを排出する事業者の方に、減量化等計画書の作成・提出等をお願いしています。

この手引書は、指導要綱の対象となる事業者の方向けに、事業系ごみの分別や減量化の方法、減量化計画書の作成方法などを掲載したものです。対象となる事業者の方は、この手引書を参考に毎年の計画書の作成をお願いします。

限りある資源を有効に活用し、リサイクルの進んだ循環型社会の形成に向けて、一層のごみ減量・資源化に向けた取組を進めましょう。

もくじ

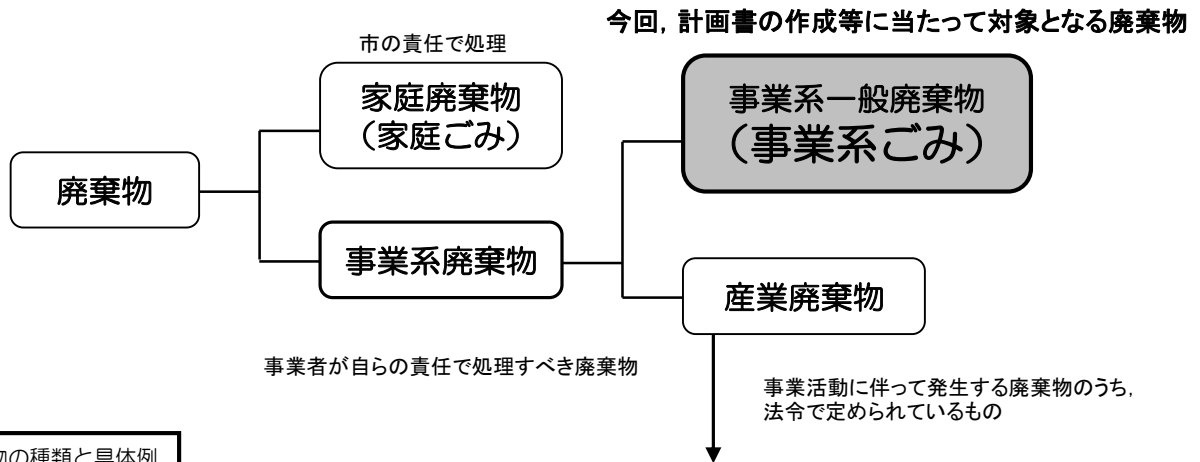
事業系一般廃棄物の適正処理	-----	3
対象事業者の責務	-----	9
対象事業者の取組	-----	11
事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成	-----	18
1 事業系一般廃棄物減量化等計画書		
2 計画書記載内容変更届		
3 提出先及び提出期限		
廃棄物管理責任者設置届の作成	-----	22
1 廃棄物管理責任者設置届		
2 廃棄物管理責任者変更届		
Q&A	-----	24
やってみよう、できることから3R	-----	26
ごみ減量等推進優良事業所認定制度	-----	30
参考資料	-----	31

事業系一般廃棄物の適正処理

1 廃棄物の区分

廃棄物は、家庭から排出される家庭ごみと、事業所から排出される事業系廃棄物に分けられます。

事業活動に伴って出たごみのうち、法令で定められた産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物（以下「**事業系ごみ**」）といい、今回、計画書の作成等の対象となるのは、この「**事業系ごみ**」の部分です。



産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの

① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰など
② 汚泥	工場排水処理や物の製造過程などから排出される泥状のもの
③ 廃油	鉱物性油、潤滑油、洗浄油溶剤、タールピッチなど
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液などすべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くずなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
⑨ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
⑪ がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など
⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの

特定の事業活動に伴うもの

⑬ 紙くず	製紙業、紙加工製造業、新聞業印刷物加工業などから生ずる紙くず
⑭ 木くず	木材製造業、建設業などの特定の業種から排出される木くず
⑮ 繊維くず	繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずなど
⑯ 動植物性残さ	食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物
⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
⑳ 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	
㉑ 航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	

産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、適正に処理してください
(産業廃棄物に関する詳細：環境指導課産業廃棄物指導係 25-6369)

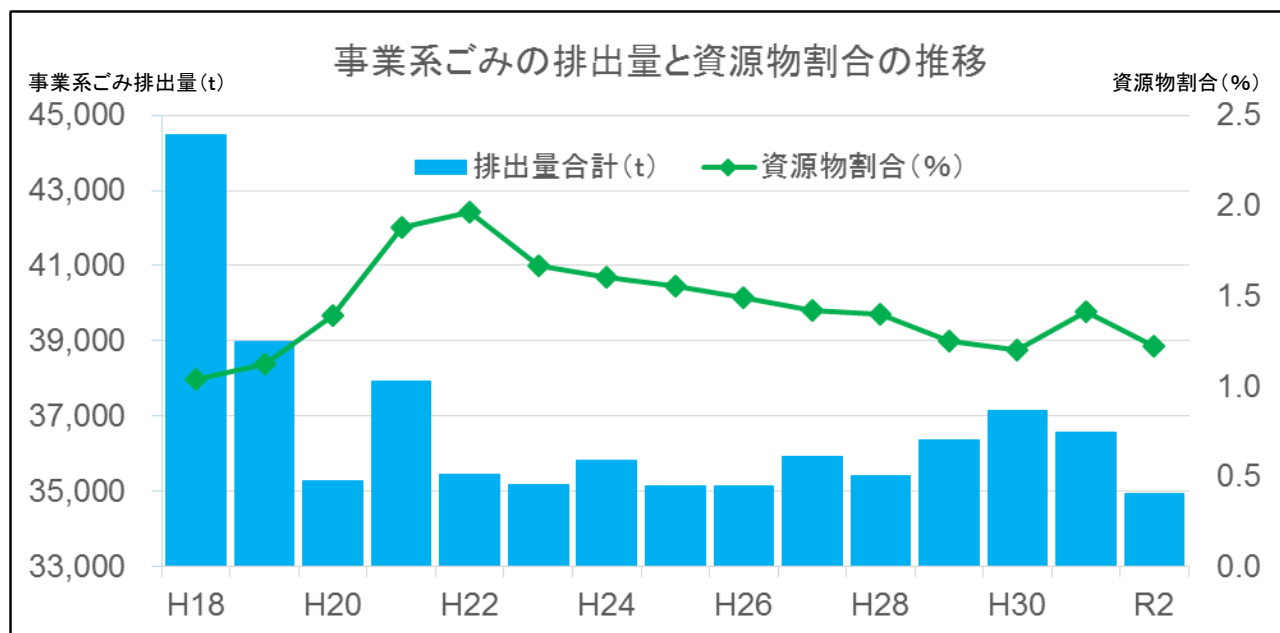
2 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の中で、事業者には次の責務があるとされています。

- 廃棄物を自らの責任において適正に処理する
- 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する

3 事業系ごみの現状

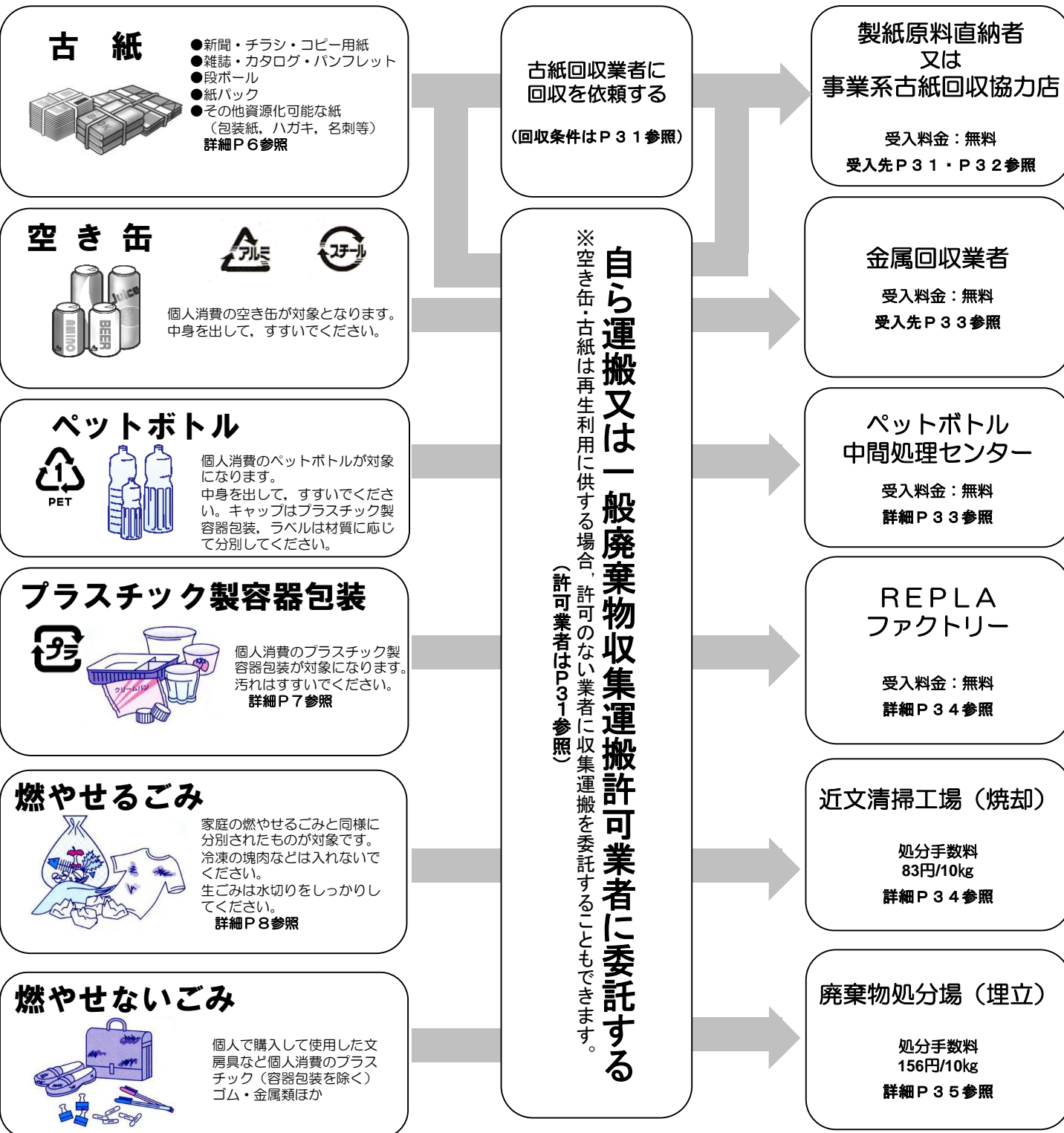
事業系ごみは、平成19年8月から、処分場の搬入規制を開始したことにより、大幅に減少しました。その後、増減しつつも横ばいで推移していますが、令和2年度は最少の**34,953 t**となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が要因と考えられます。一方、資源物の割合は平成23年度から減少傾向を示しています。（資源物割合は、市が把握する処理施設に搬入されたプラスチック製容器包装とペットボトルの合計が占める割合です。）



ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業者がいる一方で、未だに分別が十分なされていない事業者がいるなど、各事業者間での分別意識の差があることから、今後も事業者自身の意識を高めていく必要があるといえます。

4 事業系ごみ分別区分と処理の流れ

事業系ごみは、次の区分に分別し、それぞれ指定の場所に搬入してください。
 これ以上の分別をし、独自ルートで処理している方はそのままかまいません。



※事業系の紙製容器包装は受入れを行っていません。紙類としての分別をお願いします。
 ※空きびんは、すべて産業廃棄物での処理になります。詳しくは、P35をご覧ください。

5 分別区分ごとの分別方法

(1) 古紙の分別

① **事業系古紙の分別区分** 事業系古紙は、できるだけ次の5種類に分別し、資源化してください。

新聞・チラシ・
コピー用紙



雑誌・カタログ・
パンフレット



紙パック



段ボール



その他
資源化できる古紙



※テープ、クリップ、ビニールなど紙以外のものや、感熱紙、インデックスなど再生できないものは取り除いてください。
 ※ノートは表紙と背を外し、百科事典等の本は箱、表紙、背を取り除いて、雑誌の区分に入れてください。
 ※紙パックはすすいで開いてください。アルミ薄のついているものは対象外です。

○ 資源化できる古紙の例



- ・名刺、カレンダー、ポスター、(防水加工のないもの)、紙袋、色紙、ボール紙、紙製ファイル(金具類は外す)、ラップの箱・芯
- ・菓子箱、ティッシュケース(ビニール部分は外す)、薬袋、用紙類の包み紙(コーティングしていないもの)
- 紙製容器包装として扱いません

※ビニール・セロハン・金具など紙以外のものは外してください

× 資源化できない古紙の例



- ・カップ麺のふた、タバコの箱の内紙、飲料容器や菓子の包み紙など **アルミ加工**してあるもの
- ・アイスクリームカップ、紙コップ、ファーストフードの包み紙など、**防水・ラミネート加工**のしてあるもの
- ・感熱紙や感圧紙、カーボン紙、写真など**薬品加工**してあるもの
- ・付せん、タックシールなどの**のり**の付いているもの

↓
燃やせるごみへ

※ビニール・セロハン・金具などは「燃やせないごみ」へ

② シュレッダー紙の資源化

シュレッダー処理した紙は、次の条件を満たせば、「旭川廃棄物資源化協同組合(85-6510)」等、無料で引取を行っている回収業者があります。

性状によって資源化できない場合もありますので、事前に各回収業者にお問合せください。



- ・上記例の「資源化できない古紙」が入っていないこと
- ・ビニールやひも、プラスチックなど、紙以外のものが入っていないこと
- ・「マイクロカット」(紙吹雪状まで細かくする)シュレッダー等以外であること



マイクロカット

※機密文書などは、近文清掃工場でも事業系自己搬入ごみとして、受入・焼却を行っています。(受入時間はP34参照) 事前予約が必要ですので、詳細は近文清掃工場(53-8989)にお問合せください。(事業系自己搬入ごみとは、事業活動に伴って発生する個人情報や企業機密などの公にできない文書類及び、生ごみを除く紙・布類などの燃やせるごみです。)

(2) プラスチック製容器包装の分別

受入れを行うのは、家庭のプラスチック製容器包装と同じように分別されたもののうち、**個人消費に伴って**排出されるものです。

業務上で出たプラスチック製容器包装は、「産業廃棄物」の「廃プラスチック」になりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

① 主なプラスチック製容器包装（個人消費に限る）



コンビニ弁当、カップ麺容器、デザート容器など
カップ・パック状のもの



お菓子や文房具の袋、
レジ袋・商品の外装など
袋状・ラップ状のもの



飲料ボトル、目薬のボ
トルなど、ボトル状のも
の



ペットボトルの
キャップとラベル

② プラスチック製容器包装にならないもの

「容器包装」ではないもの



個人消費のプラスチック製品
→ **燃やせないごみ**へ

業務で使用したプラスチック製品
→ **産業廃棄物**へ

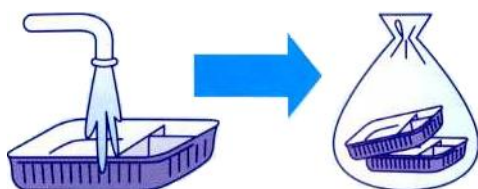
ペットボトル



→ **ペットボトル**へ

キャップは外してプラス
チック製容器包装、ラベル
は材質に応じて分別してく
ださい。

③ プラスチック製容器包装の出し方



必ず軽くすすぐなど汚れを落としてから透明か半透明の袋で出してください。
委託している場合、詳細は収集運搬許可業者と打合せてください。

産業廃棄物は適正処理を!

※事業活動から排出されるプラスチック製容器包装は「プラ」マークがあっても、産業廃棄物になります。「産業廃棄物」として適正に処理してください。



(3) 燃やせるごみの分別

① 事業系「燃やせるごみ」に該当するもの

燃やせるごみは、長さ50cm未満・厚さ(太さ)10cm未満の大きさのもので、家庭から出る燃やせるごみと同様に分別されたもののうち、**産業廃棄物以外**のものに限ります。分別の際には、注意事項を守って適正に分別し、透明または半透明の袋で排出するようお願いいたします。

生ごみ

調理残さ、
食べ残し、
茶殻など



紙おむつ



・汚物は取り除いて
ください

資源化できない紙類

ティッシュペーパー、感熱紙、感圧紙、カーボン紙、紙コップ、シール、付箋紙、たばこの内紙や吸い殻など

・コピー用紙、新聞・雑誌、段ボールその他資源化できる古紙は分別して資源化しましょう

詳細はP6参照

布類

繊維製品、布、糸など



木・草

剪定した枝や、草、花、落ち葉など

・土を落としてください
・枝などは直径10cm未満、長さ50cm未満のものに限ります

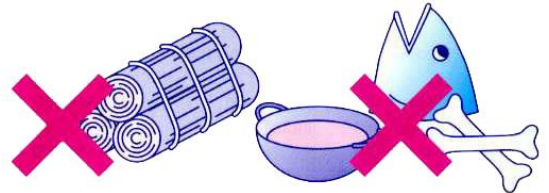


② 燃やせるごみに入れてはいけないもの

・太い骨、太い剪定枝（概ね直径10cm以上のもの）
→燃やせないごみへ

・食用油
→**産業廃棄物**として処理してください

・ビニールやプラスチック
→業務上排出されるものは**産業廃棄物**として処理してください。
→個人消費のプラスチック製品は**燃やせないごみ**へ
→個人消費のプラスチック製容器包装は**プラスチック製容器包装**へ



③ 燃やせるごみを出すときは次の点に気を付けましょう

- ・必ず透明または半透明のビニール袋で排出する（段ボールには入れないでください）
- ・不適物が入らないように分別する
- ・生ごみは水切りをしっかりとる

※生ごみの水切りが不十分だと収集車から水分が落ち、道路を汚すなど付近住民の迷惑になります
※生ごみの水分が多いと、焼却炉の燃焼管理に悪影響を与えます



●事業活動に伴って発生する個人情報や企業機密などの機密文書及び生ごみを除く紙・布類等の燃やせるごみは事業系自己搬入ごみとして、近文清掃工場を受入れを行っています。
車両の形状等は問いません。搬入に当たっては、事前予約が必要ですので、詳細は近文清掃工場(53-8989)にお問合せください。

●生ごみは、自ら運搬することができません。必ず収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください(許可業者一覧はP31参照)。

対象事業者の責務

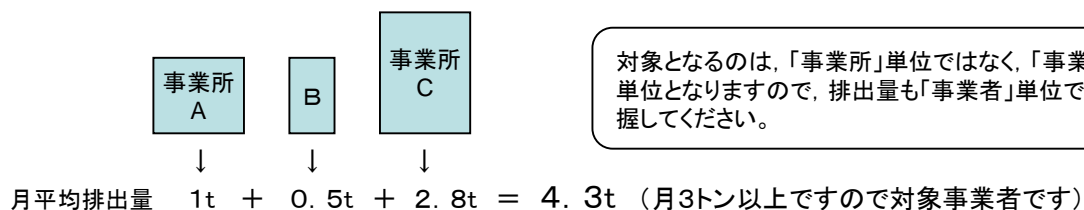
1 対象事業者

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する規則に基づいて作成された「事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」（P 3 8 参照）において、指導の対象となるのは次の事業者の方です。

- ①月平均3トン以上の事業系ごみを排出する事業者
- ②大規模小売店舗立地法該当の店舗からごみを排出する事業者のうち、店舗の管理に権原を持つ者

※月平均3トン以上事業系ごみを排出する事業者が、大規模小売店舗立地法該当店舗からごみを出す場合、同一事業者であれば、二重の取組をする必要はありません。

例 市内に複数の事業所を持つ事業者の場合



対象となるのは、「事業所」単位ではなく、「事業者」単位となりますので、排出量も「事業者」単位で把握してください。

例 年に4ヶ月しかごみを排出しない事業者の場合

4月	5月	6月	・・・	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均
0t	0t	0t	・・・	6t	8t	7t	5t	26t	6.5t

ごみを排出する月は4ヶ月なので、 $26 \div 4$ で算出します。

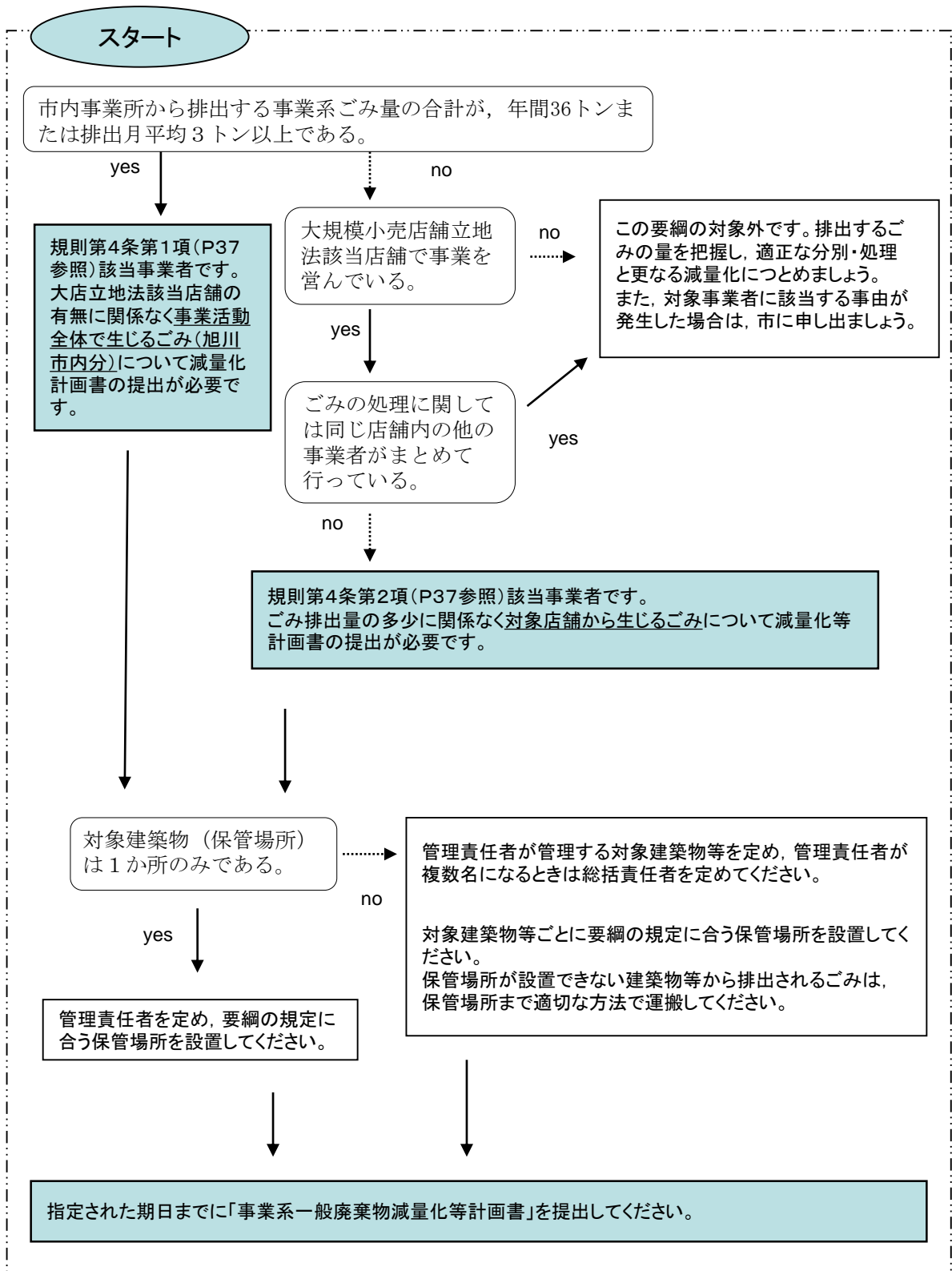
※対象事業者の考え方についてはP24のQ&Aもご覧ください。

2 対象事業者の責務

対象事業者の方には次の責務があります。

- ・法、条例、規則及び要綱を守り、事業系ごみの減量化に努める
- ・本市の実施する減量化等の施策に協力する
- ・関係者に対し、事業系ごみの減量化・資源化への取組、適正処理の確保を働きかける
- ・関係者の行う取組に協力する

対象事業者になるかどうか、チェックしてみましょう！



対象事業者の取組

対象となる事業者の方は、次のことに取り組む必要があります。

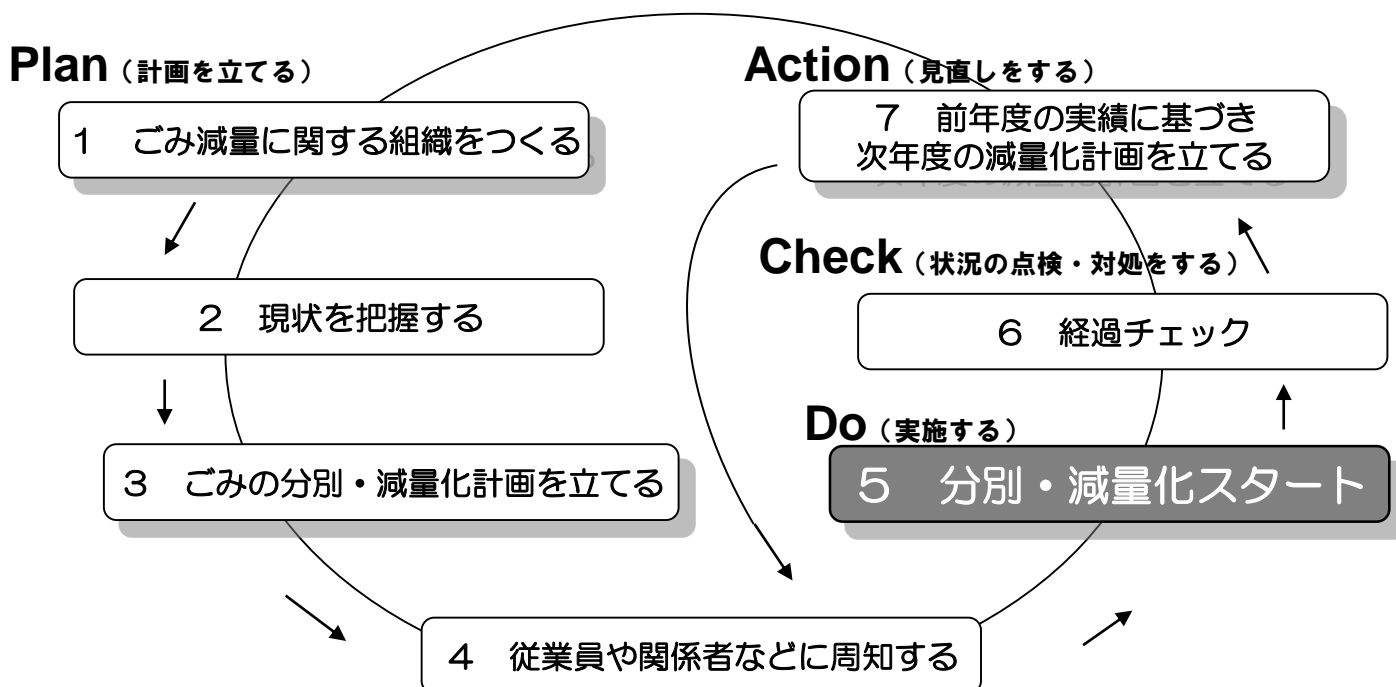
- ・ **事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成** →作成方法は18ページ
- ・ **廃棄物保管場所の設置** →設置したら、計画書に記載する
- ・ **廃棄物管理責任者の設置** →設置届の作成方法は22ページ

職場のごみの減量やリサイクルに取り組むためには、まず現状を把握した上で、一人一人が責任を持ってごみ処理に取り組む意識が必要です。

また、それらの取組を事業者全体として関係者が協力し合う雰囲気の中で行うことが大切です。

● PDCAサイクルでごみ減量・リサイクルの実践を ●

廃棄物の管理責任者や担当者が中心となり、計画を立て（Plan）、それを実施し（Do）、その状況の点検（Check）・対処（Action）を行うというサイクル（P-D-C-Aサイクル）を継続的に繰り返すことでシステムの改善を図りながら、ごみ減量・リサイクルを実践してみましょう。



1 ごみ減量推進の組織作りをする

① 廃棄物管理責任者を設置する

ごみ減量・リサイクルに取り組むには、まずごみ減量推進の組織づくりをするのが効果的です。

対象事業者の方は、**廃棄物管理責任者**を設置し、市に**管理責任者設置届**を提出してください。
(作成方法は18ページ)

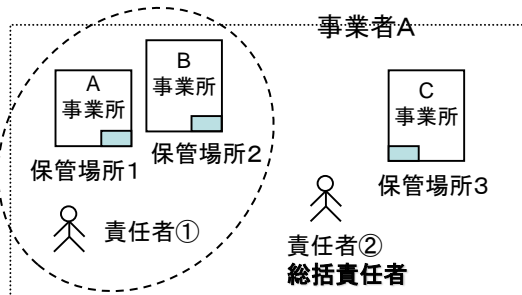
管理責任者は必要があれば複数名設置することができますが、その場合は市との連絡窓口となり、事業者全体のごみの状況を把握する**総括責任者**を設置してください。(事業所が複数箇所ある場合は、基本的に事業所毎に管理責任者を設置し、事業者として全体をとりまとめる総括管理責任者を設置していただきます。)

総括管理責任者は、原則的に管理責任者の中から選任してください。ただし、事業所の本社が市外にあるなどで、管理責任者の中から定めるのが難しい場合は、この限りではありません。

事業所が一か所しかない場合は、原則的に管理責任者は1名のみを設置してください。

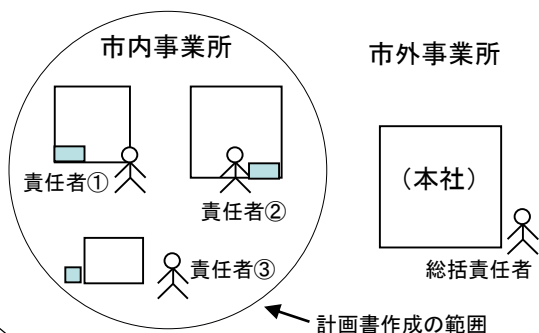
責任者を定めた後は、各管理責任者が中心となって、ごみの分別・減量に取り組みましょう。

例1 市内に複数の事業所を持つ事業者の場合



廃棄物管理責任者は、廃棄物等の保管場所1カ所につき一人を選任するのが望ましいのですが、事業所が極めて近くにあり、兼任でも十分に管理できると考えられる場合は、複数箇所の責任者となってもかまいません。

例2 事業所本社が市外にあり、市内に総括管理責任者を設置できない事業者の場合



総括管理責任者は、廃棄物管理責任者の中から選任していただくのが望ましいのですが、既に市外の拠点を立てて廃棄物管理のシステムができ上がっている場合に限り、総括管理責任者を別途定めることができます。

② 管理責任者が担当する業務

廃棄物管理責任者はごみの減量化・リサイクルを推進するため、次の業務を進めてください。

- ・ 廃棄物等保管場所の管理に関する業務
- ・ ごみ処理に関する記録の作成と保存
- ・ ごみ排出に係る関係者への指導や啓発
- ・ ごみの処理に係る市や関係者との連絡調整
- ・ その他、計画書に基づき事業系ごみ減量に関する必要な措置

③ 管理責任者の設置基準

管理責任者の「設置基準」は特にありません。ただし、管理責任者はその業務を行うために、次のことができる方である必要があります。

- ・ 事業系ごみの状況把握や管理が実際にできる方
- ・ 関係者への助言・指導ができる方

以上のことを考慮し、各事業者が適任と思われる方を管理責任者として設置してください。

④ 各関係者の役割

廃棄物の処理に関わる各関係者の方には次のような役割をお願いします。

経営者

- ・ 事業系ごみ減量に係る計画の作成
- ・ 廃棄物管理責任者の設置
- ・ 計画に基づく取組の指示

廃棄物管理責任者

- ・ 担当箇所の排出状況の把握
- ・ 保管場所状況の把握、維持管理
- ・ 適正な分別・排出に関する指示・協議
- ・ 計画の関係者への周知

従業員・テナント社員

- ・ 計画に従った適正な分別・排出

清掃担当員

- ・ 廃棄物及び資源物の適正な処理
(計画に沿った形で廃棄物及び資源物を適正に分別し、保管場所に運搬する等)

収集運搬業者

- ・ 適正な処理
(計画に沿った形での収集運搬、処理)

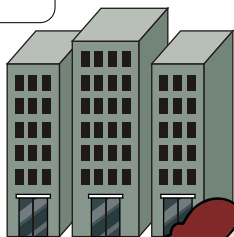
【参考】 事業系ごみ減量化・リサイクルに係る関係者の役割例

経営者

事業系ごみ減量化に係る計画の作成
廃棄物管理責任者の設置



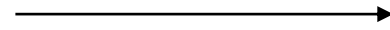
計画に基づく取組の指示



**管理責任者 1
(総括管理責任者)**

担当箇所の排出状況の把握
保管場所状況の把握，維持管理

計画書の提出
廃棄物管理責任者設置届の提出



助言・指導

市



従業員

収集運搬許可業者

清掃作業員
管理委託業者

指示・協議

報告

指示・協議

報告



担当箇所の排出状況の把握
保管場所状況の把握，維持管理

管理責任者 2

適正な分別・排出に関する指示，
計画の周知

テナント店子

適正な分別・排出

適正な分別・排出に関する指示，
計画の周知

指示・協議

清掃作業員
管理委託業者

従業員



適正な分別・排出

収集運搬許可業者



適正な処理

管理責任者 3

担当箇所の排出状況の把握
保管場所状況の把握，維持管理

適正な分別・排出に関する指示，
計画の周知

指示・協議

清掃作業員
管理委託業者

従業員



適正な分別・排出

指示・協議

収集運搬許可業者



適正な処理

2 現状を把握する

ごみ減量・リサイクルの第一歩は、今の状況を把握することからです。まず、ごみの処理の現状を知り、ごみ削減の目標を立てましょう。

① ごみの種類は？量は？

ごみの種類・量を把握しましょう！ごみ量を正確に把握することで減量化の目標を立てることができます。

【ごみ量の把握方法】

(1) 重さを直接量る

現状を把握しようとする中で、ごみ量の把握が最も難しく、煩雑な作業と言えます。ごみの排出量を最も正確に把握するには、ごみが発生した時にその都度重量を量ることです。

ごみの一時保管場所（各フロアの分別ボックス等）の横にはかり（不要になった体重計など）を置いておき、ごみの保管場所に持ち込む前に量って記録するようにしている事業所もあります。



(2) ごみ袋の数や容積などから換算する

今日は、生ごみが40リットルバケツに2つ、燃やせるごみが45リットル袋に3つ、空き缶が20リットル袋に1つ、ペットボトルが20リットル袋に1つだから・・・



$$\begin{aligned}
 & \text{2 blue trash bins} + \text{3 bags of waste} + \text{1 bag of cans} + \text{1 bag of PET bottles} \\
 & (24\text{kg} \times 2) + (2.5\text{kg} \times 3) + 1.4\text{kg} + 0.9\text{kg} \\
 & = 57.8\text{kg} (\text{1日に出る量})
 \end{aligned}$$

また、収集運搬業者が実績を把握している場合は、収集量実績から換算する方法もあります。

重量換算表（参考）

※この数値は実測に基づく参考数値ですので、一度、ご自分の事業所のごみ一袋は、どの程度の重さかを量り、それを基準に換算することをおすすめします。

ペットボトル



2本 1本 70グラム
500ml 1本 50グラム

10袋当たり 490グラム

空き缶



アルミ缶（350ml）20グラム
スチール缶（190ml）36グラム
スチール缶（250ml）43グラム

10袋当たり 700グラム

紙ごみ等

10袋当たり 550グラム
45袋 2.5kg



個人消費プラスチックごみ等

10袋当たり 500グラム

コピー用紙(A4)

2,500枚入1箱 10kg



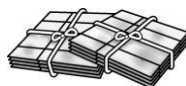
段ボール箱

（みかん箱）

1枚 520グラム

（A4コピー用紙用）

1枚 250グラム



生ごみ

10袋当たり 6,000グラム



② 保管場所はどの位あるか？十分か？清潔か？

分別したごみや資源が十分に保管できる保管場所がありますか？ない場合は、次の要件を満たした保管場所を設置してください。

【保管場所の設置要件】

- ・事業系ごみ排出場所からの収集運搬に支障が生じない場所であること
- ・事業系ごみの種類や量に応じ分離し、十分に保管できる面積が確保されていること
- ・事業系ごみが飛散したり、流出しない構造になっていること
- ・汚水が地下に浸透したり、悪臭が対象建築物の外に発散しない構造になっていること

保管場所の管理に当たっては、虫などが発生しないように注意を払ってください。

なお、対象建築物等に保管場所をどうしても設置できない場合は、廃棄物を別に設置した保管場所まで適正な方法で運搬する必要があります。

③ 保管場所から運び出されたごみは、どこでどのように処分されているか？

事業系ごみは、手元を離れた後も確実に処分される最後の段階まで排出者の責任が問われます。

ごみの実際の処理の流れを確認し、どの種類のごみが誰の手によってどこでどのように処分されているかを把握しておきましょう。

3 ごみの分別・減量化計画を立てる (減量化等計画書の提出)

ごみの実態を把握したら、把握した現状から改善点を上げ、どのように分別するか、減量化に取り組むための方法や役割分担などを決め、年間の目標数値を定めた具体的な年間計画を定めま
す。排出量の多い物から取り組むと効果的に減量・リサイクルをすることができます。

対象事業者の方は減量化等計画書を作成し、指定期日までに提出してください（作成方法は、**P18**）。



4 従業員や関係者などに周知する

分別や減量化で最も大切なのは、全員が分別・減量化の方法を知り、ごみ排出に関係する一人一人が意識して取り組むことです。定期的に啓発の機会を設けるなどして周知徹底を図りましょう。



5 分別・減量化の取組スタート！

物理的に解決すべき問題（ごみ箱、保管場所の設置など）を整えた上、計画に基づいて分別・減量化の取組を開始します。



6 定期的にチェックする

計画どおりに進んでいるかどうか等を定期的にチェックしながら取組を進めます。ごみ排出量の変化や分別状況について、必要に応じて改善すべき点や、取組が良い部署などを内部に周知します。

7 前年度の実績に基づき、次年度の減量化計画を立てる

取り組んできた中で、改善すべき点や継続すべき点などを再度洗い出し、それらを反映させた計画を作成します。

また、活動の成果を公表することで、関係者の注意を喚起することができます。

事業系一般廃棄物減量化等計画書の作成

1 事業系一般廃棄物減量化等計画書

対象事業者の方は、減量化等計画書を作成し、指定期日までに提出してください。

令和〇年度 事業系一般廃棄物減量化等計画書

提出する年度（計画の年度）を記載してください。

提出する日付を必ず記入してください。

計画書を提出する事業者名を記入してください。（押印は不要です）

封筒宛先に記載してある数字を記入してください。（初回は空欄でかまいません）

廃棄物管理責任者設置届に記載した廃棄物管理責任者（総括責任者）の氏名と連絡先を記入してください。市の連絡は基本的にこの方にさせていただきます。
Eメールでの連絡も希望する方は、Eメールアドレスも記入してください。

※第1項、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条及び旭川市条例第2項の規定に基づき、事業系一般廃棄物減量化等計画書を作成したの

◆大規模小売店舗の概要 ※大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上）で事業を行っている事業者のみ記入

大規模小売店舗の名称	
所在地	
設置する者の住所・氏名	
新設した日	年 月 日
	店舗面積合計

大規模小売店舗で事業を行っている方は記入してください。大規模小売店舗で事業を行っていても、事業者全体で月平均3トン以上排出する方は記入不要です。

◆店舗内事業所名 ※複数事業所が入居している場合に記入

◆保管場所（記入欄が足りない場合は、別紙を添付）

面積 (㎡)	住 所 (対象建築物等の名称)	収集運搬業者 (品目)
10㎡	□条通△丁目◇号(××ビル)	△×清掃(その他のごみ)、○〇紙業(古紙)、○◇清掃社(街・ペットボトル)
15㎡	○岡●条▲▲丁目(スーパー××本店)	●●清掃社(その他のごみ)、△△紙業(古紙)、○◇清掃(街・ペットボトル)
15㎡	■町○条◇◆丁目(スーパー××■町店)	△×清掃(街・ペットボトル、その他のごみ)、○〇紙業(古紙)
6㎡	●条通××丁目(◎◎弁当)	△×清掃(その他のごみ)、○〇紙業(古紙)、○◇清掃社(街・ペットボトル)

保管場所の場所と面積を必ず記入してください。保管場所の住所には()内に対象となる建物名称も記入してください。

それぞれの保管場所から収集運搬を行う業者名を記入してください。業者が品目毎に複数いる場合は、業者名の後に()書で品目も記入してください。

**産業廃棄物は
記入しないでください**

※発泡スチロール、廃プラ等の記載がありますが、これらは個人消費分を除き産業廃棄物です。

【資源化量】
資源化施設に搬入した量を記入してください。

【処分量】
処分施設（処分場・清掃工場）に搬入した量を記入してください。

【資源化率】
分別区分毎の資源化率を記入してください。
(資源化率=資源化量÷処分量×100)

【発生量】 (=資源化量+処分量)
1年間で発生した一般廃棄物の量を分別区分毎に記入してください。
(小数点以下1位まで) 分別区分は実際に手元で分別している区分に従って記入してください。

【処分先】
処分先は、収集運搬許可業者などに確認し、品目毎の搬入先を記入してください。複数箇所ある場合には、どこから排出されるごみなのかを分かるようにして記入してください。

【前年度実績】
上の欄には、前年度実績（前年4月～今年3月排出分）を記入してください。

発生量 トン/年	資源化量 トン/年	処分量 トン/年	資源化率 %	処分先
0.9	0.9	0.0	100.0	○▲金属
4.0	2.0	2.0	100.0	ペットボトル中間処理センター
1.8	1.8	0.0	100.0	
0.4	0.4	0.0	100.0	
5.0	5.0	0.0	100.0	
4.6	4.6	0.0	100.0	
3.8	1.5	2.3	39.5	
プラスチック製容器包装				
生ごみ*	6.4	3.6	43.8	
燃やせるごみ				
その他のごみ	26.9	0.0	0.0	廃棄物処分場
機密文書	0.4	0.3	25.0	近文清掃工場
割りばし	0.1	0.0	100.0	紙遊館へ自己搬入(◎店分)
合計	54.3	19.2	35.4	排出月平均発生量: 4.5 トン

【合計】
発生量・資源化量・処分量合計それぞれの合計を記入してください。

全体の資源化率を必ず記入してください。(小数点以下1位まで)

【排出月平均発生量】
ごみを出した月の平均ごみ量を記入してください。
1年を通じてごみを排出した場合は、(年発生量÷12ヶ月)

【対前年度増減率】
それぞれの項目について、対前年度増減率を記入してください。
(増減率=今年度計画÷前年度実績×100)

【今年度計画】
下の欄には、今年度計画（今年4月～来年3月排出予定分）を記入してください。

発生量 トン/年	資源化量 トン/年	処分量 トン/年	資源化率 %	処分先
0.9	0.9	0.0	100.0	○▲金属
4.0	2.0	2.0	100.0	ペットボトル中間処理センター
1.8	1.8	0.0	100.0	
0.4	0.4	0.0	100.0	
5.0	5.0	0.0	100.0	
4.6	4.6	0.0	100.0	
3.8	1.5	2.3	39.5	
古紙類				
新聞・雑誌・用紙	1.0	0.0	0.0	近文清掃工場
雑誌・カタログ・パンフレット	0.0	0.0	0.0	
紙パック	5.0	0.0	0.0	××紙業(スーパー××本店分)
段ボール	3.0	3.0	100.0	
その他古紙	3.8	1.0	73.7	
プラスチック製容器包装	12.4	0.0	100.0	リプラファクトリー
生ごみ*	6.0	3.4	43.3	生ごみ処理機(本店分のみ)
合計	30.6	32.6	18.0	
対前年度増減率(%)	93.2	169.8	51.3	

ごみの減量化・資源化・リサイクル品の使用などに関する取組及び実績の自己評価を具体的に記入してください。

※新規に対象となった事業者は前年度実績が記入不要です。
※数字は小数点以下第1位まで記入してください。
※上記の他、別に取り組んでいるものがあれば、空欄に記入してください。
※生ごみについては、食品リサイクル法に定める食品関連事業者の取組を記入してください。

【前年度に実施した取組及び実績の自己評価】

- ・事務所で職員個人用ごみ箱を徹底した
- ・割り箸を分別し、紙遊館に運んでいる
- ・おおむねリサイクルに取り組んでいるが、空きびん、機密文書など更にリサイクルに取り組む余地がある

【本年度におけるごみ減量の取組(具体的に)】

- ・職員研修の場などで職員に対する分別の周知を徹底する
- ・機密文書を全てリサイクルする
- ・違い箱を使う
- ・コピー用紙の裏面使用を徹底する

※自動計算機能のついたエクセルシートは、市のホームページ(下記)からダウンロードできます
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/272/280/p005761.htm>

2 計画書記載内容変更届

計画書の内容が変更になった時は、速やかに記載内容変更届を提出してください。

令和 ○ 年度 計画書記載内容変更届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

提出日をご記入ください。

変更する年度（計画の年度）を記載してください。

住所や氏名等が変更になった場合、変更後の（変更届提出時点の）住所・氏名でご記入ください。

廃棄物管理責任者設置届に記載した廃棄物管理責任者（総括責任者）の氏名と連絡先を記入してください。

通知されている事業者コードをご記入ください。

事業者コード 1-XX▲

住所 (〒078-82XX) 豊岡○条▲×丁目

氏名 株式会社 平良嶋 商事
代表取締役 平良嶋 凌実
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
(電話番号 3× - ●×△□)

廃棄物管理責任者（総括責任者の場合は総括責任者）

氏名 五味 和家留

連絡先電話番号 3× - ●×△□

川市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱第5条第2項の規定

◆変更内容

変更項目	変更前	変更後
住所	○条通△丁目右◆号 ××ビル3階	豊岡○条△×丁目×-△
	変更の理由 事業所移転のため	
電話番号	●▲-×◆○□	3×-●×△□
	変更の理由 事業所移転のため	
廃棄物保管場所 住所・面積	○条通△丁目右◇号(××ビル) 10㎡	豊岡○条△×丁目×-△ 4㎡
	変更の理由 事業所移転のため	
上記保管場所からの 収集運搬業者	○○紙業(古紙)	△△紙業(古紙)
	変更の理由 事業所移転に伴い、古紙回収業者を変更する	
変更年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日	

変更になる項目を項目毎に記入してください。

変更年月日を記入してください。

3 提出先及び提出期限

提出先

〒070-8525
旭川市6条通9丁目
旭川市環境部廃棄物政策課ごみ減量係（電話：25-6324）
haikibutsuseisaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

※郵送・持参またはEメールでの提出をお願いします。
※Eメールで提出する場合、できるだけ市提供のシートを利用してください。

提出期限

毎年6月末日まで

【参考】ごみ処理の流れと減量化等計画書の記載

ごみ排出

分別区分毎の年間排出量記入（裏面）

- ・前年と比べて排出量はどうなっているか？
- ・排出量が増えている場合、原因は？
- ・分別区分は？
- ・資源化率はどうなっているか？

注意！

排出量には資源化量を含みません。空き缶・古紙や生ごみなど資源化されるものも、排出量を把握してください。

産業廃棄物はこの計画書には含みません。廃プラ（発泡スチロール）、廃油などは産業廃棄物になります。

また、生ごみなども業種によっては産業廃棄物になりますので、確認して記入してください。

保管場所へ

保管場所状況記入（表面） 保管場所の設置要件は、P16参照

- ・保管場所の大きさは十分か？
- ・ごみが飛散・流出しない構造になっているか？

収集運搬業者へ

収集運搬業者名記入（表面）

- ・廃棄物の場合、許可を持つ業者に委託しているか？

一般廃棄物収集運搬許可業者（P31参照）

→一般廃棄物全般の収集運搬が可能

古紙回収業者

→資源化される古紙の収集運搬

空き缶・リターナブルびん回収業者

→資源化される空き缶・リターナブルびんの収集運搬

（産業廃棄物収集運搬許可業者）

→産業廃棄物の収集運搬は今回計画書記入の対象外

注意！

ごみを運搬するには、古紙や空き缶・リターナブルびん等のいわゆる「専ら物」運搬時以外は許可が必要です。

また、収集運搬の許可は、一般廃棄物と産業廃棄物でそれぞれ分かれています。

収集運搬の許可を持つ業者に委託しているかどうかを確認してください。

各処理施設へ

処分先記入（裏面）

- ・分別した品目毎に、適正な処理施設に運ばれているか
- ・資源化されているか？

注意！

「処分先」欄には、収集運搬業者名ではなく、最終的にどこに運ばれているかを確認の上、記入してください。

廃棄物管理責任者設置届の作成

1 廃棄物管理責任者設置届

廃棄物管理責任者を設置した際には「**廃棄物管理責任者設置届**」の提出が必要です。

なお、廃棄物管理責任者を複数名設置する場合には、必ずその中から**総括責任者**を設置するようにしてください。

様式第3号

廃棄物管理責任者設置届

令和 ●● 年 ● 月 ●

(あて先) 旭川市長

封筒宛先に記載してある数字を記入してください(初回は空欄でかまいません)

事業者コード

(〒 070-××△△) 〇条通△丁目◇番地の口 ▼▼ビル2階

住所

氏名 株式会社 ごみフヨ商事
代表取締役 分別太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(電話番号 ●●-●●●●)

廃棄物管理責任者設置届は、管理責任者を新たに設置した場合に、速やかに提出してください。新年度に入っても、管理責任者の新たな設置がなければ提出の必要はありません。

対象となる事業者名とその代表者名を記入してください。

廃棄物管理責任者を設置したので、旭川市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱第6条第1項の規次のとおり届け出ます。

◆廃棄物管理責任者(記入欄が足りない場合は別紙を添付)

ふりがな 廃棄物管理責任者氏名	ごみ わける 五味 和家留	へらす ごみお 平良州 五見結
対象建築物等の名称	××ビル	◇◇ストア河町店
住所	豊町△条口丁目	河町◎条▼丁目
電話番号	●●-●●●●	●●-●●●●
対象事業者との関係(役職名)	社員(総務課長)	社員(河町店店長)
設置年月日	令和●●年●●月●●日	令和●●年●●月●●日
ふりがな 廃棄物管理責任者氏名		
対象建築物等の名称		
住所		
電話番号		
対象事業者との関係(役職名)		
設置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
ふりがな 廃棄物管理責任者氏名		
対象建築物等の名称		
住所		
電話番号		
対象事業者との関係(役職名)		
設置年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

管理責任者は、基本的に対象建築物(保管場所)1箇所につき一人ずつの設置をお願いします。

◆総括責任者(廃棄物管理責任者が複数名の場合、管理責任者の中から選任)

ふりがな 総括責任者氏名	ごみ わける 五味 和家留
住所	豊町△条口丁目
電話番号	●●-●●●●
対象事業者との関係(役職名)	社員(総務課長)
設置年月日	令和●●年●●月●●日

管理責任者が複数名いる場合は、必ず総括責任者を設置し、記入してください。(市からの連絡は基本的にこの方にさせていただきます。)

2 廃棄物管理責任者変更届

管理責任者を変更した場合には、「廃棄物管理責任者変更届」を変更後速やかに提出してください。

様式第4号

廃棄物管理責任者変更届

令和●●年 ●月 ●日

(あて先) 旭川市長

事業者コード 1-◇◇◇

(〒070-●●●●)

住所 ○条通△丁目◇番地の口 ▼▼ビル2階

氏名 株式会社 ごみプロ商事
代表取締役 分別太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
(電話番号 ●●-●●●●)

提出年月日・事業者コードを記入してください。

廃棄物管理責任者を変更したので、旭川市事業系一般廃棄物の減量化等に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

◆廃棄物管理責任者(記入欄が足りない場合は別紙を添付)

	変更前	変更後
廃棄物管理責任者氏名	へらす ごみお 翠良州 五郎雄	はいきつ ずてよ 匠基物 表組代
対象建築物等の名称	◇◇ストア河町店	◇◇ストア河町店
住所	河町◎条▼丁目	河町◎条▼丁目
電話番号	●●-●●●●	●●-●●●●
対象事業者との関係(役職名)	社員(河町店店長)	社員(河町店店長)
変更の理由	人事異動のため	
変更年月日	令和●●年●●月●日	
廃棄物管理責任者氏名		
対象建築物等の名称		
住所		
電話番号		
対象事業者との関係(役職名)		
変更の理由		
変更年月日	令和 年 月 日	
廃棄物管理責任者氏名		
対象建築物等の名称		
住所		
電話番号		
対象事業者との関係(役職名)		
変更の理由		
変更年月日	令和 年 月 日	
◆総括責任者		
総括責任者氏名		
住所		
電話番号		
対象事業者との関係(役職名)		
変更の理由		
変更年月日	令和 年 月 日	

変更になる管理責任者名を記入してください。3組まで記入できます。記入しきれない場合は別紙をつけてください。

総括責任者が変更になる時は、こちらの欄にも記入してください。

廃棄物管理責任者設置届は、毎年提出する必要がありません。初めて計画書を提出する時に計画書と合わせて提出してください。管理責任者変更届は、変更後、速やかに提出するようにしてください。

Q & A

Q 当社は市内5か所の店舗を運営していますが、1か所単位では年間36トンの事業系ごみは発生しません。5か所を集めると年間40トン程度の事業系ごみが出るのですが、対象事業者になりますか。

A 対象となるのは事業者単位ですので、事業所が複数に分かれていても要件を満たしていれば対象事業者になります。

Q フランチャイズ事業を運営している者です。本部経営の店舗は数カ所しかなく、事業系ごみは年間36トン未満ですが、フランチャイズ加盟の店舗を入れると年間100トン程度の事業系ごみが出ます。対象事業者になりますか。

A 事業者単位で対象としますので、市内の直営店舗分合算で要件を満たさなければ対象事業者にはなりません。フランチャイズ店舗のオーナーとして事業を行っている方で、要件を満たす事業者の方は、それぞれが対象事業者となります。

Q 大規模小売店舗立地法該当者です。該当店舗以外にも市内に店舗を持っていますが、各店舗から出る事業系ごみを全て合わせても36トンにはなりません。該当店舗以外の店舗の分も計画書に書いたり、責任者を定めたりしなければなりませんか。

A 排出量の要件を満たしていませんので、排出量の要件に基づく計画書の作成等はありません。立地法該当店舗分のみ計画書提出などをしてください。

Q 大規模小売店舗立地法該当者です。市内に立地法に該当しない店舗もあり、合計で年間36トン以上のごみが出ますが、計画書はどの範囲で作成しますか。

A 排出量の要件を満たしますので、事業者全体として市内事業所分全体分の計画書の作成、提出をお願いします。

Q これまで多量排出事業者として計画書を提出していましたが、今は月3トンも排出していませんし、これからも排出しないと思います。

A

前年度の排出量実績が、月平均3トン未満となった年から1年間は、対象事業者として計画書の提出などを行ってください。その後、排出量が継続して月平均3トン未満の場合、計画書の提出などは不要となります。排出量が増えるなどして新たに対象になった場合は、早めに市まで御連絡ください。

Q 資源化率や減量の達成基準は決まっているのですか？また、実績や計画の数値が悪かったら何か罰則規定があるのですか？

A

達成基準などは特に決まっていません。各自の取り組めるところから段階を踏んで、ごみ減量・リサイクルを進めていってください。また、罰則規定などありませんが、明らかにリサイクル可能なものが埋立されている場合や、減量化の努力がなされていないと認められた場合は、口頭または書面にて指導を行う場合があります。更に、必要と認められた場合には、状況確認のため、廃棄物管理責任者の立ち会いのもと、立入調査をすることもあります。

Q 来客の状況に応じてごみ量が左右されます。お客様にごみを捨てるなどは言えないし、正直、ごみの減量化は難しいです。

A

どうしても、ごみを減量する計画が立てられない場合もあると思います。その場合は、できるだけ資源化率を上げる方向で計画を立てるようにしてください。また、自ら直接排出するごみについては、可能な限り減量化の努力を行うようお願いします。

Q 紙おむつが大量に出るのですが、どのように処理するといいいのですか。

A

紙おむつは、一般廃棄物に該当しますので、感染のおそれのないものに限り、汚物を取り除き「燃やせるごみ」として分別していただくようお願いしています。全国的に見ると紙おむつの資源化に取り組んでいるところもある様ですが、旭川市内で資源化できる施設は現在のところありません。「燃やせるごみ」として分別し、清掃工場において焼却するようにお願いします。

やってみよう！できるところから3R

3Rとは？

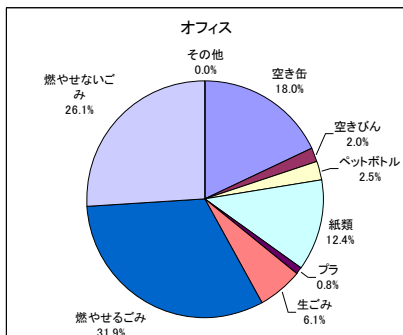
ごみを減らし循環型社会を形成する取組の代表的キーワードです。

R e d u c e	【リデュース】（ごみを出さない工夫）
R e u s e	【リユース】（ものを何度も大切に使う）
R e c y c l e	【リサイクル】（資源として再活用する）

次は「減量化等計画書」に記載された平成18年度の業種毎ごみ排出実績と、3Rの取組例です。

ごみを出さない（リデュース）、繰り返し使う（リユース）ことを基本にしながら、分別・リサイクルを進めて「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の割合をできるだけ減らして行きましょう。

オフィスで



【リユース】

- コピー用紙は両面使用後資源回収に出している
- ファイルは使える限り何度も使っている
- クリップやファイル、事務機などの不用品は捨てずに足りない部署に譲っている
- 使用済み封筒は可能な限り再利用している
- 社内で不用品の販売や交換を行っている

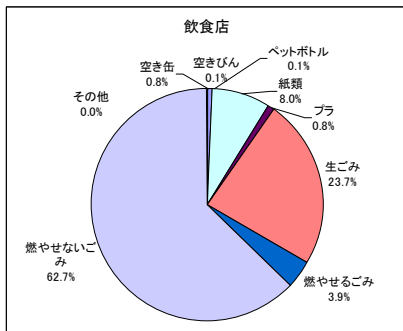
【リデュース】

- 事務用品に詰め替え用品を使用している
- 社内で不用物品交換会を行っている
- お茶は紙コップなどを使わず、湯飲みなどを使っている
- ダイレクトメールは必要最小限とし、必要時にはEメールを積極的に活用している
- パソコンを積極的に活用し、紙の使用抑制に努めている
- 資料の個人配布を見直し、できるだけ部署ごとで回覧している

【リサイクル】

- 紙は種類別に分けて質の高い紙にリサイクルされるようにする
- トナーカートリッジやプリンターのインクカートリッジはメーカー回収に出してリサイクルを図っている
- 小型電池や乳酸菌飲料などメーカー回収しているものは積極的にメーカー回収にまわしている
- 再生品を積極的に利用している

飲食店で



【リユース】

- 食器類は洗って何度も使えるものを使用している
- 飲み物はリターナブルびんのものを利用している
- 取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用している

【リデュース】

- 燃やせるごみと燃やせないごみを分別している
- 調理時に無駄な生ごみを出さない工夫をしている
- 生ごみを出す前に水切りをしている
- 紙製おしぼり、割り箸、紙コップ、紙ナプキンなど使い捨て用品の使用をできるだけ控え、来客にも理解を求めている
- 洗剤や調味料などは詰め替え可能なものを利用している
- 衛生的に問題ない限り、食べ残しの持ち帰りを勧めている

【リサイクル】

- リターナブルびんは回収業者に引き取ってもらっている
- 空き缶・古紙・ペットボトルは分別し、リサイクル可能なルートにのせている
- 生ごみを生ごみ処理機による堆肥化または処理業者に引き取ってもらって堆肥化や家畜飼料などに行っている
- 再生品を積極的に使用している

※オフィスの紙ごみを減らそう！

オフィスから出るごみのうち、6割以上が紙ごみです。紙ごみはちょっと努力すれば大きく減らすことができるものです。皆さんの職場でも紙ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組みましょう。

・コピー用紙はできるだけ両面使いを！

コピーはできるだけ両面コピーをするほか、内部文書などには裏紙を使用しましょう。コピー機の近くに裏紙専用BOXを置いておけば簡単に裏紙でコピーをとる習慣が身に付きます。

・封筒（職場内連絡用）は何度も使おう！

封筒は裏面に宛先を書く、宛先の部分に紙を貼って使うなど使い方次第では繰り返し使えます。封筒は1度で捨ててしまわず、最低2回は利用しましょう。

・コンピュータを積極活用しよう！

コンピュータが職場内に普及している部署では文書のやりとりをEメールや社内ネットワークによるデータの共有化等で行うと紙の節減につながり、プリントアウトする手間や時間も省けます。また、ダイレクトメールを郵送する代わりにEメール等を利用すると紙の節減や郵送費、時間の節約にもつながります。

・資料の配付を一元化しよう！

これまで全員にコピーして配布していた資料も部署ごとに回覧するなど、可能な限り資料の個人配布を見直しましょう。

・紙を種類別に分別しよう！

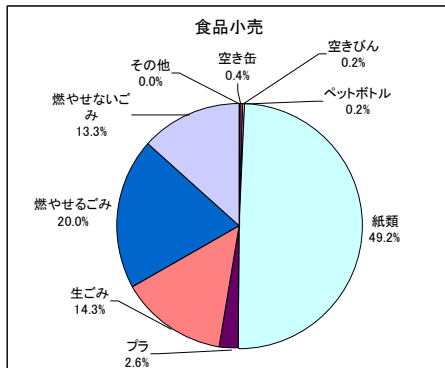
紙は種類別に分けることでより高品質の紙になります。また、禁忌品を入れないようにして、せっかく分けた資源が「ごみ」になってしまうのを防ぎましょう。

・機密文書もリサイクルしよう！

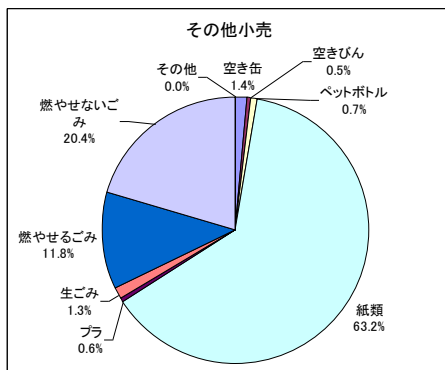
機密文書は、機密文書専門のリサイクル業者に委託する等、できるだけ焼却より再生するようにしましょう。また、シュレッダーくずを再生する古紙業者もいますので、取引している古紙業者に相談してみましょう。

スーパー・小売店で

食品小売店



その他小売店



【リデュース】

- マイバッグの持参を積極的に呼びかけ、レジ袋の削減を図っている
- 必要以上の包装をせず、顧客にも簡易包装を呼びかけている
- レジ袋にかわる買い物用バッグを安く販売している
- 量り売りやバラ売りなど、容器の削減を図っている
- 生ごみは水切りをしてから排出している
- 詰め替え商品を積極的に販売している
- 取引先と協力し、できるだけ梱包の削減をはかっている

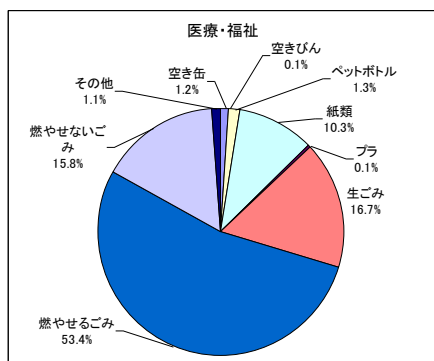
【リユース】

- 取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用している
- リターナブルびん入り商品を積極的に販売し、有償でびんの回収を行っている
- ハンガーなどの再利用に努めている

【リサイクル】

- 食品トレイやびんなどリサイクル可能なものの回収ボックスを設けている
- 生ごみを生ごみ処理機や処理業者に搬入することで堆肥化や家畜飼料などに行っている
- メーカーの自主回収を積極的に利用している
- 再生品を積極的に販売している

医療・福祉施設で



【リユース】

- 食器類は洗って何度も使えるものを使用している
- 飲み物はリターナブルびんのものを利用し、びん回収業者に引き取ってもらっている
- 不用品交換会やバザーを行っている

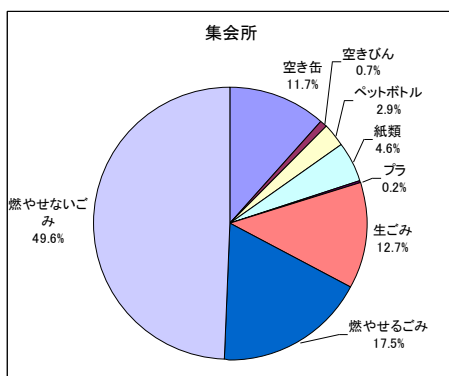
【リデュース】

- 洗剤・シャンプー・調味料などは詰め替えできるものを使っている
- 調理時に無駄な生ごみが出ないように工夫している
- 生ごみは水切りをしてから出している
- 紙製おしぼり、割り箸・紙コップなど使い捨て用品の使用をできるだけ控えている
- 紙おむつは、「燃やせるごみ」として焼却施設に搬入している

【リサイクル】

- ごみ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努めている
- 自動販売機を設置した業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもらっている
- 生ごみを生ごみ処理機による堆肥化または処理業者に引き取ってもらって堆肥化や家畜飼料などにしている
- 再生品を積極的に使用している

集会所で



【リサイクル】

- ごみ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努めている
- 自動販売機を設置した業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをもらっている

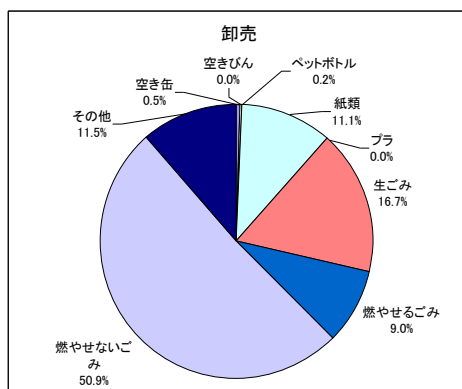
【リデュース】

- 紙製おしぼり、紙コップなど使い捨て用品の使用・提供をできるだけ控え、何度も使えるものになっている
- 清掃時に使用する洗剤などは詰め替え可能なものを利用している
- 燃やせるごみと燃やせないごみの分別について、利用者に協力を呼びかけている
- 必要以上のごみ箱は置かないようにしている

【リユース】

- 備品などは修理して使用している
- 飲み物を提供している場合は、リターナブルびんのものを利用し、びん回収業者に引き取ってもらっている

卸売業で



【リデュース】

- 燃やせるごみと燃やせないごみ等の分別について、関係者に協力を呼びかけている
- 保管場所の管理をしっかりしている

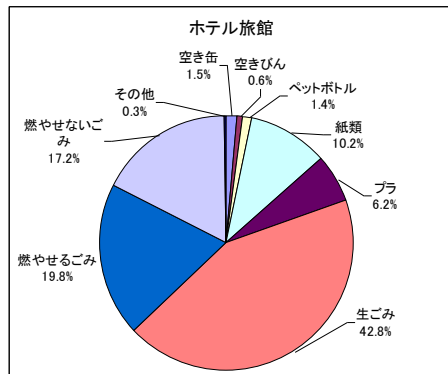
【リユース】

- 備品・パレットなどは修理して使用している
- 通い箱を利用している

【リサイクル】

- 生ごみはリサイクルしている
- ごみ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努めるほか、関係者にも協力を呼びかけている

ホテル・旅館で



【リサイクル】

- ゴミ箱には分別品目ごとに分かりやすい表示をし、分別・リサイクルに努めている
- 自動販売機を設置した業者に空き缶・びん・ペットボトル・紙コップなどの回収ボックスを設けてもらい、自主回収によりリサイクルをしてもらっている
- 生ごみを生ごみ処理機による堆肥化または処理業者に引き取ってもらって堆肥化や家畜飼料などにしている
- 再生品を積極的に使用している

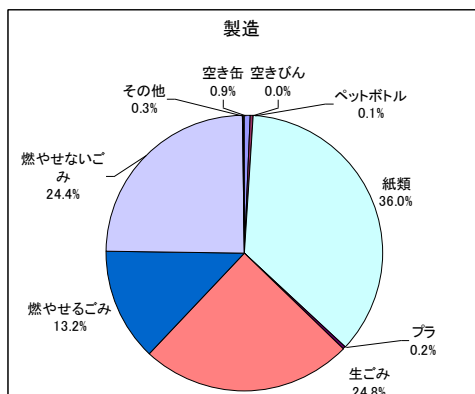
【リデュース】

- シャンプーや石けんは使い捨てのものではなく、詰め替えできるものを使っている
- 歯ブラシ・カミソリなど使い捨てアメニティ用品の使用自粛について利用者に理解を求めている
- 不必要なチラシは置かないようにしている
- 調理時に無駄な生ごみが出ないように工夫している
- 生ごみは水切りをしてから出している
- 紙製おしぼり、割り箸・紙コップなど使い捨て用品の使用をできるだけ控えている
- 厨房で使用する洗剤や調味料などは詰め替え可能なものを利用している

【リユース】

- 食器類は洗って何度も使えるものを使用している
- 飲み物はリターナブルびんのものを利用し、びん回収業者に引き取ってもらっている
- 取引先と協力し、商品納入の際にプラスチック製などの「通い箱」を活用している

製造業で



【リサイクル】

- 段ボール等の保管場所を確保し、古紙回収業者に引き渡している
- 生ごみを生ごみ処理機による堆肥化または処理業者に引き取ってもらって堆肥化や家畜飼料などにしている
- 自ら製造・販売し、廃棄された容器やカートリッジなどは自主回収してリサイクルしている
- 可能な限りリサイクル品を使用している
- リサイクルしやすい製品を作っている

【リデュース】

- 詰め替え商品を作るなど、ごみの発生抑制に努めている
- 製品は使い捨て容器よりはリターナブル容器を利用するようにしている
- 原料に無駄が生じないように調達している
- 製品が消費者の手に渡った後に、ごみとして捨てられる部分が少ないよう、また、リサイクルしやすいよう配慮している
- 製品が長期使用に耐えられるよう、設計段階から配慮して作っている
- 包装をできる限りしないよう心がけている

【リユース】

- 取引先と協議し「通い箱」を使用している
- 調味料などはリターナブルびん入りのものを使い、びん回収業者に引き取ってもらっている
- 製品の部品を在庫し、修理などに対応できるようにしている

市のホームページ(下記)では、ごみ減量・リサイクルに積極的な事業者の取組を掲載していますので、ご覧ください。
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/272/280/p005794.htm>

ごみ減量等推進優良事業所認定制度

旭川市では、ごみの減量・リサイクルに積極的取組む事業所を「ごみ減量等推進優良事業所として取組レベルに応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の3段階で認定しています。
令和3年6月時点において、次の事業所が認定されています。

ゴールド



東芝ホクト電子 株式会社
イオン北海道 株式会社 イオン旭川西店
株式会社 旭川グランドホテル
花本建設 株式会社
株式会社 キョクイチ
荒井建設 株式会社
イオンモール株式会社イオンモール旭川駅前

医療法人仁友会 北彩都病院
社会医療法人 元生会 森山病院
日本郵便 株式会社 旭川東郵便局
北海道コカ・コーラボトリング 株式会社
株式会社 須田製版 旭川支社
くみあい乳業 株式会社
旭星クリーン 株式会社

※ゴールド事業所の取組は、市のホームページ（下記）でご覧いただけます。
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/272/280/p005794.html>

シルバー



公益財団法人 旭川市公園緑地協会
有限会社 旭川ニッコータイヤ
株式会社 丸善三番館
カネタグループ
株式会社 旭友興林
株式会社 あいわプリント
有限会社 協同アドコム
日本郵便 株式会社 旭川中央郵便局
株式会社 ダイイチプランング

有限会社 成瀬印刷
リーダース産業 株式会社
株式会社 ダイイチ
JA北海道厚生連 旭川厚生病院
中村印刷 株式会社
北海道電力 株式会社 旭川支店
一般財団法人 旭川市水道協会
医療法人社団 慶友会
株式会社 ダンケジャパン

ブロンズ



株式会社 ホクレン商事
社会福祉法人 旭川育成会 やすらぎ園
医療法人社団 はらだ病院
大栄電設工業 株式会社
旭川トヨベツ 株式会社
株式会社 道北アークス
株式会社 明治 旭川工場
東信印刷 株式会社
有限会社 東洋印刷
野田建設工業 株式会社
株式会社 井田印刷工房
大和印刷 株式会社
旭川印刷製本工業協同組合 事務局
株式会社 ドルック
株式会社 富士建設コンサル
旭川トヨタ自動車 株式会社
株式会社 キンセイ
真興建設 株式会社
株式会社 日興ジオテック

植平印刷 株式会社
ダイビ 株式会社
株式会社 総北海
株式会社 田中組 旭川支店
東海産業 株式会社
有限会社 かとう印刷
株式会社 大協
あさひ印刷 有限会社
株式会社 大芝
株式会社 金子シール
株式会社 石田兼松八興建設
谷川印刷 株式会社
株式会社 村山
環境衛生工業 株式会社
株式会社 橋本川島コーポレーション
株式会社 つうけんアクティブ
高田建設 株式会社
株式会社 アートホテルズ旭川
株式会社 十商カムイ

マルヨシ印刷 株式会社
株式会社 ダイゼン
株式会社 旭川アートプロセス
株式会社 総合企画
旭栄解体部品 株式会社
株式会社 北海道新聞川上販売所
有限会社 高橋新聞店
株式会社 道新なかつ
有限会社 北海道新聞永山販売所
有限会社 愛澤新聞販売所
株式会社 旭川市公園管理センター
株式会社 ユニクロ旭町店
株式会社 ビッグボーイジャパン
株式会社 表鉄工所
株式会社 ササキ工芸
株式会社 只石組
㈲好環境サービス㈱旭川芳野KS事務所
株式会社 安井組
国立大学法人北海道教育大学旭川校

【認定に必要な取組】

1. 発生・排出抑制（リデュース）の取組
2. 再使用（リユース）の取組
3. 分別・再生活用（リサイクル）の取組
4. 資源循環に関する取組
5. 顧客や取引先に対する取組
6. 事業所内でのごみ減量化や環境美化に向けた取組
7. 各種施策への協力状況

※認定をご希望の方はお問い合わせください。

（詳細：廃棄物政策課ごみ減量係 25-6324）

参考資料

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(50音順)

業者名	所在地	電話番号
(株) 旭川一般廃棄物処理社	永山2条3丁目2-18	47-5310
(有) 氏家清掃	東旭川北3条5丁目5-5	36-1871
(株) 旭川浄化	神居町上雨紛193-1	62-4758
旭星クリーン(株)	住吉4条2丁目8-13	53-7171
旭東清掃(株)	新星町1丁目1-9	25-6145
(有) 鈴木清掃	永山北2条10丁目2-22	40-1101
丸忠北都清掃(株)	東鷹栖5線10号2844-21	57-0307
(有) 村上クリーンサービス	神居町共栄493番地1	69-2945
安田清掃(有)	工業団地5条3丁目3-3	36-5578

旭川清掃事業協同組合	工業団地5条3丁目3-3	36-8003
------------	--------------	---------

紙類の受入先

古紙は、下記の古紙回収業者が、直接持ち込まれたものの受入を行っています。
従来から業者の回収を受けて資源化している場合は、従来どおりの方法で回収・資源化してください。

【古紙の受入先（直納業者）】

事業者名	所在地	電話番号
(株) 丸升増田本店旭川支店	東8条5丁目	24-2723
(株) 北海紙業	流通団地2条5丁目	48-5011
(株) もっかいトラスト旭川営業所	曙1条8丁目	22-8271
(株) 長勢紙業	豊岡7条5丁目	32-4298
旭川協栄紙業(株)	宮前1条5丁目	31-8222

受入時間：受入条件等が業者ごとに異なる場合がありますので、必ず事前に確認してください。

受入料金：無料

※右記の条件を満たす紙類については、旭川廃棄物資源化協同組合加盟の業者が地域を分担して無料回収しています。
回収を希望する場合は、下記連絡先まで御連絡ください。
※回収日は各業者毎、回収地域によって異なります。詳細はお問合せください。

【回収の条件】

- ・紙の種類ごとに分けてあること
- ・金属やビニールなどが取り除かれていること
- ・ひもで十文字にしばってあること
- ・一回の回収量が100kg程度あること

連絡・お問合せ：旭川廃棄物資源化協同組合 85-6510

【事業系古紙回収協力店】

事業所から排出される資源化可能な古紙の減量・資源化を推進するため、古紙回収協力店に対象となる古紙類を無料で持ち込むことができます。

シュレッダー処理した紙も条件を満たせば、引取り・資源化を行っている古紙回収協力店がありますので、事前に各古紙回収協力店にお問合せください。

地区	事業所名	所在地	電話
中心部	資源回収サービス	亀吉3条3丁目2番9号	24-4662
	(株)もっかいトラス旭川営業所	曙1条8丁目1番8号	22-8271
	旭川協栄紙業(株)	宮前1条5丁目3556番地3	31-8222
	米田容器(株)	宮前1条5丁目3854番地1	31-8116
	(株)原田慶夫商店	宮下通16丁目868番地	23-6627
	(有)西野商店	2条通16丁目右10号	23-3345
	(株)佐藤邦雄商店	4条通20丁目1720番地13	32-2583
	(株)山下小二郎商店	南5条通21丁目2番地125	31-7357
東旭川・豊岡・東光	ホクレンショップ東光店 エコステーション	東光11条4丁目	22-8271
	(株)長勢紙業	豊岡7条5丁目2番7号	32-4298
	モダ石油 環状豊岡セルフSS	豊岡15条6丁目6番17号	58-8828
永山・新旭川	ポパイ	永山7条3丁目3番18号	47-0128
	ツルハドラッグ永山3条西店 エコステーション	永山3条8丁目2番6号	22-8271
	(株)丸栄高木	永山8条11丁目2番17号	48-3204 090-5224-5656
	(株)北海紙業	流通団地2条5丁目13番地	48-5011
	幸坂紙業	東7条1丁目4番3号	23-0482
	(株)丸升増田本店旭川支店	東8条5丁目	24-2723
	旭東清掃(株)本社	新星町1丁目1番9号	25-6145
	旭東清掃(株)永山北事業所	永山北3条8丁目1番12号	47-2263
	旭東清掃(株)永山工場	永山北1条9丁目19番地1	40-0900
旭町・春光・末広	サッポロドラッグストア 旭川大町2条店	大町2条7丁目77番12号	46-9800
	モダ石油住吉SS	住吉4条1丁目8番23号	58-8828
	旭星クリーン	住吉4条2丁目8番18号	58-8828
	モダ石油環状末広セルフSS	末広5条4丁目1番1号	58-8828
	モダ石油R40末広セルフSS	末広1条14丁目1番32号	58-8828
	旭星クリーン リサイクルセンター	東鷹栖東2条3丁目137番地	58-8828
忠神神和居楽	モダ石油 旭川BP台場セルフSS	台場2条3丁目3番3号	58-8828
	(株)十商カムイ	神居町共栄401番地1	62-5800



← この「のぼり」が目印の古紙回収協力店をぜひ御利用ください。事前に利用時間などをご確認ください。

- 対象となるもの
 - ・新聞(折込チラシを含む)
 - ・雑誌(カタログ、ノート、パンフレット、書籍を含む)
 - ・OA紙(コピー用紙)

- 注意
 - クリップやファイルの金具、セロハンテープなど、紙以外のものを混ぜないでください。
 - 形状や性質等によって引取りや資源化ができない場合もありますので、事前に各古紙回収協力店にお問合せください。

- 資源化できない紙
 - ・感熱紙、カーボン紙(レシートや公共料金などの検針票など)
 - ・フィルム加工、防水加工しているもの(紙コップや紙皿など)
 - ・写真やシールが貼ってある紙
 - ・のりの付いた紙(付箋紙など)

空き缶の受入先

空き缶は、下記の金属回収業者が、持ち込まれたものに限って受入を行っています。業者によって受入の条件等は異なりますので、事前にお問合せください。

- ※自ら運搬することができない場合は、収集運搬許可業者へ収集を委託してください。
- ※アルミ缶とスチール缶は分ける必要がありません。
- ※自ら持ち込んだ場合、持ち込んだビニール袋は必ず持ち帰ってください。

業者名	所在地	電話番号
(株) 荒井	東鷹栖1線11号	57-2329
石部金属(株)	東鷹栖東1条1丁目	57-2911
(株) 酒井金属	永山北3条7丁目2-13	48-5342
(株) 佐藤邦雄商店	東旭川町桜岡	32-2583
(株) サンシン旭川スクラップセンター	永山北1条11丁目	48-0036
(株) 十商カムイ	神居町共栄401-1	62-5800
(有) 西野商店	2条通16丁目	23-3345
(株) 藤兼商店	永山北1条10丁目1-6	48-0326
(株) 丸金金田商店	東鷹栖東2条2丁目	57-3355
(株) 原田慶夫商店	宮下通16丁目	23-6627

ペットボトルの受入先

旭川ペットボトル中間処理センター

旭川市永山北3条7丁目

(株) 旭川一般廃棄物処理社 47-5310

休業日 : 土・日曜日, 12月30日~1月4日

受入時間: 9時~14時

受入料金: 無料

※持ち込む際は事前に連絡してください。



※キャップとラベルを外し、軽くすすいで透明又は半透明の袋で排出してください。

プラスチック製容器包装の受入先



REPLA(リプラ)ファクトリー

工業団地5条3丁目4番18号

旭川環境整備事業協同組合 36-7466

休業日 : 土・日曜日, 12月30日~1月4日

受入時間: 9時~16時

受入料金: 無料

※容器包装は必ずすいで透明又は半透明の袋で排出してください。

※自ら持ち込む際は事前に連絡してください。

※産業廃棄物の持ち込みはできません。産業廃棄物の廃プラスチックは適正に処理してください。

燃やせるごみの受入先及び料金



旭川市近文清掃工場

近文町13丁目 53-8989

処分手数料 10kgまで毎に83円

休業日 : 1月1日~3日

受入時間: 「燃やせるごみ」(事業系自己搬入ごみ受入時間を除く)

毎日 午前8時45分~午後5時15分

事業系自己搬入ごみ(要予約)

平日水曜日 午前9時~午後2時

※黒いごみ袋・段ボールでの排出はできません。透明又は半透明の袋で排出してください。

※自ら搬入する場合は、必ず事前に予約してください。

※生ごみは、自ら運搬することができません。必ず一般廃棄物の収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。

燃やせないごみの受入先及び料金



旭川市廃棄物処分場

江丹別町芳野 7 1 5 9 - 4 6 4 6

処分手数料 10kgまで毎に156円

※黒いごみ袋・段ボールでの排出はできません。透明又は半透明の袋で排出してください。

休業日 : 日曜日, 1月1日～3日
 開設時間 : 月～土 午前9時～午後5時
 祝 日 午前9時～午後3時
 臨時開設 : 必要に応じて, 臨時に開設日及び開設時間を設けることがあります



処分場に持ち込めないごみ

産業廃棄物, 有毒物・有害物, 火気・引火性のある物, 著しい悪臭又は汚水を出す物, 特別管理一般廃棄物, 特定家庭用機器一般廃棄物, 処理困難物

旭川市廃棄物処分場に ガラスびんの搬入をすることはできません



近隣に産業廃棄物としてのガラスびんを処理する資源化施設が稼働したことから, 法令の原則どおり事業所から排出されるガラスびんは, 産業廃棄物での処理になります。

燃やせないごみに出せませんので, 産業廃棄物収集運搬業者に委託するなどの適正な処理をしてください。

※ なお, 官公署・学校から出される空きびんについても, 旭川市近文リサイクルプラザへの搬入はできませんので, 産業廃棄物としての適正な処理をしてください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

（報告の徴収）

- 第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設計者（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。）若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

- 第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、その事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。以下同じ。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物の再生利用等に努めるとともに、包装、容器等の適正化を図ることにより、その減量に努めなければならない。
 - 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 4 事業者は、廃棄物の減量、分別排出その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（多量の一般廃棄物）

- 第11条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

（報告の徴収）

- 第17条の2 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

- 第17条の3 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入らせ、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権原は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（一般廃棄物の容器及び排出基準）

- 第2条 一般廃棄物を排出する者は、その廃棄物を雨、雪又は昆虫類の進入等のおそれがなく、かつ、市が行う処理作業に支障を及ぼさない構造の袋等の容器に収容しなければならない。
- 2 事業系一般廃棄物を排出する者は、集積場所、保管場所等の清潔を保持しなければならない。

（多量の一般廃棄物の範囲）

- 第4条 条例第11条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者とは、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 事業系一般廃棄物を排出する月の事業系一般廃棄物を排出する量の平均が1月当たり3トン以上である者。
 - (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の占有者であって、当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの。
 - (3) その他市長が必要と認めるもの。

事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年3月27日条例第12号。以下「条例」という。）第11条第1項及び旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年3月30日規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）を多量に排出する事業者に対して行う減量化等の指導及び助言に関し必要な事項を定めることにより、事業系ごみの適正な処理を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 事業系ごみの発生や排出を抑制することをいう。
- (2) 資源化 事業系ごみを自ら又は他人に委託することで資源として再生利用し、又は再活用できる状態にすることをいう。
- (3) 減量化等 減量化、資源化及び適正処理をいう。
- (4) 対象事業者 この要綱の対象となる事業者をいう。
- (5) 対象建築物等 対象事業者が事業の用に供する土地又は建築物をいう。

(対象事業者)

第3条 この要綱の対象となる事業者は、規則第4条各号に定める者で、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 規則第4条第1項に定める事業者は、当該規則に定める量以上の事業系ごみを排出する事業者であって、対象建築物等を複数有する場合においては、当該対象建築物等から排出される事業系ごみ量の合計が規則に定める量以上となる者をいう。
- (2) 規則第4条第2項に定める事業者は、当該規則に定める店舗の管理・運営に関して責務と権原を有する者を言う。
- (3) 規則第4条第3項に定める事業者は、排出される一般廃棄物の種類や量、事業内容等から前各号に準じ対象とすることが必要と認められる者をいう。
- (4) 規則第4条第1項及び第3項に定める事業者が排出量の削減等により当該基準に該当しなくなった場合は、基準を満たさなくなった年から1年間、対象事業者としてこの要綱を適用する。

(対象事業者の責務)

第4条 対象事業者は、事業系ごみの処理に関し、法、条例、規則並びにこの要綱を遵守し、減量化に努めるとともに、本市が実施する減量化等の施策に協力するものとする。

- 2 対象事業者は、対象建築物等から排出される事業系ごみの管理又は排出に関わる者（以下「関係者」という。）に対し、事業系ごみの減量化、資源化に取り組み、適正処理を確保するよう働きかけを行うとともに、関係者の行う取組に対して協力するように努めるものとする。

(廃棄物減量化等計画書)

第5条 対象事業者は、前年における事業系ごみの発生状況に基づき、様式第1号により、事業系一般廃棄物減量化等計画書（以下「計画書」という。）を作成した上で指定された期日までに市長に提出するものとする。

- 2 計画書の内容に変更が生じた場合、計画書記載内容変更届（様式第2号）により速やかに市長に届け出るものとする。

(廃棄物管理責任者)

第6条 対象事業者は、事業系ごみの減量化等に関する業務を担当させるため、事業系ごみの状況把握や管理ができる者の中から廃棄物管理責任者を置き、廃棄物管理責任者届（様式第3号）により市長に届け出るものとし、廃棄物管理責任者を変更したときは廃棄物管理責任者変更届（様式第4号）により速やかに届け出るものとする。

- 2 対象事業者は、必要に応じ、廃棄物管理責任者を複数名置くことができるものとし、その場合、廃棄物管理責任者の総括責任者を定めるものとする。

- 3 廃棄物管理責任者又は総括責任者は、計画書に基づき事業系ごみの減量化等に関し必要な措置を講じるとともに、関係者との調整、指導・助言を行うほか市との連絡調整を行うものとする。
- 4 対象事業者は、自ら廃棄物管理責任者となることができる。

(保管場所)

第7条 対象事業者は、対象建築物等から排出される事業系ごみの適正な分別と処理を行うため、保管場所を設置するものとする。

- 2 保管場所は、次の各号に掲げる事項に該当するよう設置するものとする。
 - (1) 事業系ごみ排出場所からの収集運搬に支障が生じない場所であること。
 - (2) 事業系ごみの種類や量に応じ分離し、十分に保管できる面積が確保されていること。
 - (3) 事業系ごみが飛散し、流出し、及び汚水が地下に浸透し、並びに悪臭が対象建築物の外に発散しない構造になっていること。
- 3 保管場所の管理に当たっては、衛生害虫等が発生しないよう注意を払うものとする。

(指導・助言)

第8条 市長は、対象事業者から廃棄物管理責任者の選任・解任、減量化等計画書の提出があった場合には、必要に応じて指導・助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、条例第17条の2の規定に基づき、対象事業者から減量化等に関し報告を求めることができるものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、条例第17条の3の規定に基づき、その職員をして廃棄物管理責任者立ち会いのもと、対象建築物等への立入調査を行わせることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

大規模小売店舗立地法 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

- 2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第3条 基準面積は政令で定める。

大規模小売店舗立地法施行令 (抜粋)

(基準面積)

第2条 法第3条第1項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

事業系ごみ減量化・リサイクル推進の手引

令和3年（2021年）6月発行

編集・発行

旭川市環境部廃棄物政策課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

TEL (0166) 25-6324

FAX (0166) 29-3977

E-mail haikibutsuseisaku@city.asahikawa.hokkaido.jp